## ■他団体の評価委員会における「評価の基本的な考え方」(「評価基本方針」)の記載事項

※点線枠内は、事業年度評価に関する「評価要領」等に定められている事項(今回関係する部分を抜粋)

==/ <del>==</del> ===	3 A A 14						
評価委員会名称		岐阜県 地方独立行政法人評価委員会 (案)		秋田県地方独立行政法人評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	大阪府地方独立行政法人評価委員会	厚生労働省独立行政法人評価委員会 病院部会
評価 委員会 形態	対象 法人 (数)	共通委員会 (専門委員型)	病院(3) 大学(1)	共通委員会 病院(1) 大学(2)	共通委員会 病院(1) 大学(1) 研究(1)	共通委員会 病院(1) (部会型) 大学(1)	共通委員会(部会型)
標題		岐阜県地方独立行政法 <i>)</i> いて	しの評価の基本的な考え方につ 【共通】	秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方 針 【共通】	東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について 【共通】	大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について 【共通】	厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価 の基準 【共通】
趣旨規定		会」という。)において、 年法律第 118 号。以下 地方独立行政法人(以下	「法」という。)の規定に基づき 「法人」という。)の業務の実 けるに当たっては、以下の基本	秋田県地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において知事所管の地方独立行政法人(以下「法人」という。)の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	この「基本的な考え方」は、今後、東京都地方独立行政法人評価委員会(以下、「評価委員会」という。)として、地方独立行政法人(以下、「法人」とする。)の業務の実績に関する評価を各分科会が実施するにあたっての基本方針や評価方法の基本などについて示したものである。	会」という。)において、地方独立行政法人(以下「法人」という。)の評価を実施するに当たっては、以下の	
評価の基本	<b>本方針</b>	1 評価の基本方針  (1) 評価は、法人の業務な観点から調査・分析を必き点等を明らかにするの向上並びに法人の組織化に資することを目的と  (2) 法人化を契機とした運営を円滑に進めるためる。  (3) 評価を通じて法人のく示すことにより、法人民への説明責任を果たす  (4) 法人への業務の実施評価結果に対する意見り、評価の公平性、透明	務の実績の全体について多面的 を行い、評価すべき点や改善することにより、法人の業務の質 強及び業務運営の改善及び効率 する。 た特色ある取組や、法人の業務 めの工夫などを積極的に評価す の業務運営の状況を分かりやす 人の業務の透明性を確保し、県	ることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特 筆すべき事項として以下の事項を考慮し記述する。 ・政策医療を担う医療機関として、また県内における中心的かつ指導的な医療機関として果たしている 役割を積極的に評価する。 ・自立性、機動性、透明性が高く、効率的な病院経 営がなされていることを積極的に評価する。 ・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性 等の留意事項を記述する。	2 事業年度評価 (1)評価の基本方針 ① 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。 ② 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。 ③ 法人の業務運営の改善・向上に資する。 ④ 都民への説明責任を果たす。 3 中期目標明問評価 (1)評価の基本方針 ① 中期目標の達成状況を確認する。 ② 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。 ③ 業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討に資する。 ④ 都民への説明責任を果たす。  1 評価の基本方針 [病院] (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。 (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。 (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。 (4) 都民への説明責任を果たす。 1 評価の基本方針 [大学] (1)〜(4)・・病院と同じ (5) 教育研究の質の向上に資する。 (6) 中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織	1 基本方針 (1)法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。 (2)府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。 (3)中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを求める。 (4)法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。	
				ることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し記述する。 ・個性豊かな大学づくり、大学経営の活性化などを目指した法人の特色ある取り組みを積極的に評価する。 ・法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。 ・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 ・中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等につい	的に評価を行う。	・教育研究の特性への配慮 ・公立大学としての地域における役割と府民への説明責任 〇公立大学法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人にかかる年度評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。 4. 項目別評価の具体的方法 [大学] (2) 「教育研究等の質の向上に関する項目」の評価 ○教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わないこととし、①公立大学法人による	
				l: :	実績を上げた取組み ③ 遅滞が生じている取組 みやその理由 ④ 過年度の実績との数値による	1	

<b>郭儒未吕</b> △夕新		病院法人と大学法人の両方を設立する団体で、共通の基本方針を定めている事例							
評価委員会名称	岐阜県 地方独立行政法人評価委員会 (案)	秋田県地方独立行政法人評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	大阪府地方独立行政法人評価委員会	厚生労働省独立行政法人評価委員会 病院部会				
		(2) 中期目標期間評価 ①中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。 ②中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ③必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。	比較(数値による比較が可能なもの) ⑤ その他、 法人が積極的に実施した取組み等 (2) 項目別評価 ・・・業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等 を基に・・評価する。 (3) 全体評価 ・・・業務全体の状況について、法人の設立目的に照 らし総合的な視点から判断する。	手順で行う。  5. 全体評価の具体的方法 [病院] ○全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携など)を積極的に評価する。  5. 全体評価の具体的方法 [大学] ○全体評価においては、法人化を契機とする大学改革の取り組み(学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、府民に対する説明責任、社会に開かれた大学運営など)を積極的に評価する。					
評価の種別 (「事業年度評価」、 「中期目標期間評価」の区分)	2 評価の種別 評価委員会においては、次の2つの評価を行う。 (1) 各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。) 各事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。 (2) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。) 中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえて当該中期目標の期間における業務の実績の実績の全体について総合的な評定をして評価を行う。	1 評価の趣旨 (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。) 各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。 (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。) 中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。	1 評価委員会の主な役割 (1)各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下、「事業年度評価」という。) 評価委員会は、各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。 (2)中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下、「中期目標期間評価」という。) 評価委員会は、中期目標期間において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。 (3)中期目標期間の終了時の検討 評価委員会は、法人の業務の特性に配慮しつつ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うにあたっての意見を行う。	2 評価方法 評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。	1. 評価の概要 評価委員会においては、次の2つの評価を行う。 (1)事業年度に係る業務の実績に関する評価 各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。 (2)中期目標に係る業務の実績に関する評価 中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を 調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全 体について総合的な評定を行うことにより、業務の継 続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般 にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。				
評価の方法 (「項目別評価」、「全 体評価」の区分)	とする。 (1) 項目別評価 事業年度評価においては中期計画に定められた各項目 の当該事業年度における実施状況を、中期目標期間評	3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価するとともに(項目別評価)、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価(全体評価)を行う。	法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行		2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価 業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期 計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。				
年度評価の方法(項目別評価)	(評価実施方法の詳細は、「評価要領」で定める。)	3 評価方法 (1) 事業年度評価 (イ) 項目別評価 ①評価に当たっては、業務の実施状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。 ② 年度計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。 S:特に優れた実績を上げている。 A:年度計画どおり実施している。 B:概ね年度計画どおり実施している。 C:年度計画を十分には実施できていない。 D:業務の大幅な改善が必要である。 ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。	2 事業年度評価 (2) 評価方法の基本 ① 項目別評価 (ア) 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、別表の評語により評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。 (イ) (ア) を原則とし、法人の業務の特性に応じて別表の評語以外の評語により評価することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価(年度評価)方針及び方法」に明記する。別表		2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価 (2) 個別的な評価 (2) 個別的な評価 (2) 個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況 について測定するものとする。 個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を 幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努め るものとする。 評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則 としてその理由を付記するものとする。 判定基準 「S」: 中期計画を大幅に上回っている。 「A」: 中期計画を上回っている。 「B」: 中期計画を世回っている。 「C」: 中期計画をやや下回っている。 「D」: 中期計画をでいる。 「D」: 中期計画をでいる。				

評価委員会名称		厚生労働省独立行政法人評価委員会 病院部会			
計画女員去石が	岐阜県 地方独立行政法人評価委員会 (案)	秋田県地方独立行政法人評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	大阪府地方独立行政法人評価委員会	序工力侧值强业门域,各人計画安良会 74%。中央
			10   日について、目標の水準を大幅に   上回る実績・成果をあげている   ・実績・成果が卓越した水準にある   ・都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している   ・上記の各項目 準ずる実績・成果をあげている   ・上記の各項目で、S評定には該当しない項目でいる   年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目で、D評定には該当しない項目で、D評定には該当しない項目で、D評定には該当しない項目で、D評定には該当しない項目で、D評定には該当しない項目で、大切ない   大幅な見直し、改善が必要である   実績・成果が計画を下回でいる項目で、実績・成果が計画を下回でいる項目で、実績・成果が計画を下回でいる項目で、実績・成果が計画を下回っている・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある・実績・成果が記の各項目に準ずる水準に止まっている・よりは対象を発音に重大な瑕疵がある・実績・成果が記の各項目に準ずる水準に止まっている・ままる。   大田に下回のでいる・現供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある・実績・成果が記の各項目に準ずる水準に止まっている。   大田に下回の説明は、あくまで目安であり、実績・成果の水準を終金総合的に勘索度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘索して評定する。		
年度評価の方法 (全体評価)	(評価実施方法の詳細は、「評価要領」で定める。)	3 評価方法 (1) 事業年度評価 (ロ) 全体評価 (① 項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。	(2)評価方法の基本 ② 全体評価 項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況 エ	2 評価方法 (1) 年度評価 ③全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体 について記述式により総合的な評価を行う。	2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価 (1)総合的な評価 総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、 国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する 中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中 期目標の達成度について評価するものである。 [1] それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により 得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済 の発展にどの程度寄与するものであったか。 [2] 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業 務を実施したかどうか。
年度評価の具体的な進め方、スケジュール	法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成22 年岐阜県規則第47号)第6条及び第8条の規定に基づき、各事業年度及び中期目標期間の終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。 (2) 評価の実施	等を評価委員会に提出する。	(3) 評価の進め方 ①業務実績の検証 法人から提出された業務実績報告書等を基に検証する とともに、法人からヒアリングも実施する。 ②分科会による評価結果の決定 各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価 の評価結果を決定する。 なお、各分科会において、法人による事実確認などの 方法をとることにより、適正な評価に努めるものとす	内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。 (2)評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総	2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価 (3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法 [1] 各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。 [2] 評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。 [3] 各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

評価委員会名称		_			Mで、共通の基本方針を定めている事例	厚生労働省独立行政法人評価委員会 病院部会	
	岐阜県 地方独立行政法人評価委員会 (案)		県地方独立	行政法人評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	大阪府地方独立行政法人評価委員会	序工力割自强立门以及八叶III安良云 附加即云
	(3) 意見の申出の機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し、 評価結果の案に対する意見を申し出る機会を付与す る。 (法人の自己評価について、また、評価のスケジュー		6月末 7~8月	法人  ○実績報告書、財務諸表等提出  評価委員会  ○法人からの実績ヒア リング実施  ○補足資料要請、検討		評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し 評価結果(案)に対する意見申し立ての機会を付与す る。	
	ルの詳細については、「評価要領」で定める。)	通知公表	9月	○ 各委員による評価 ○ 評価結果の検討、決定 ○ 評価結果の通知、公表			
中期目標期間評価の方法	(評価実施方法の詳細は、「評価要領」で定める。)	3 評価方法 [再掲] 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価するとともに(項目別評価)、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価(全体評価)を行う。 3 評価方法 (2) 中期目標期間評価 (4) 項目別評価 (1) 評価に当たっては、業務の達成状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。 ② 中期計画に定められた各項目ごとの達成状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとにその達成状況について次の5段階で評価を行う。 S:特に優れた実績を上げている。 A:中期目標を増ね達成している。 C:中期目標を構ね達成している。 C:中期目標をが必要である。 ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。 (1) 全体評価 ① 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。 ② 法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時及び中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。			法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。 ① 項目別評価 (ア) 中期計画の達成状況・成果を中期計画の項目ごとに、次の評語の考え方に基づき「1」~「4」の4段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。 (評語の考え方) 「1 中期目標の達成状況が限力である」 「2 中期目標の達成状況が概ね良好である」 「3 中期目標の達成状況がやや不十分である」 「4 中期目標の達成状況がでや不十分である」 (イ)(ア)を原則とし、法人の業務の特性に応じて4段階以外の評語を付加することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法」に明記する。②全体評価項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。(例) 「~特筆すべき業務の達成状況にある」 「~概ね着実な業務の達成状況にある」 「~やや不十分な業務の達成状況にある」 「~やや不十分な業務の達成状況にある」 「~やや不十分な業務の達成状況にある」	価を行う。 ①項目別評価(大項目評価) 各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A~Dの5段階による評価を行う。 S:特筆すべき達成状況 A:目標どおり達成 B:おおむね目標どおり達成 C:目標を十分には達成できていない D:目標をまったく達成できていない ②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。 ③公立大学法人の評価 公立大学法人の評価 公立大学法人の評価 公立大学法人の評価 公立大学法人の可能結果を踏まえる。	個別的な評価は、中期目標に対する業務の個別項目ごとの達成状況について測定するものとする。個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。判定基準「S」:中期目標を大幅に上回っている。「A」:中期目標を大幅に上回っている。「B」:中期目標を受いでいる。「C」:中期目標をやや下回っている。「D」:中期目標をで回っている。「D」:中期目標をでで回っている。「D」:中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。  3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価(1)総合的な評価(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。 [1] それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 [2] 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。
中期目標期間評価 の具体的な進め方、 スケジュール	法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成22 年岐阜県規則第47号)第6条及び第8条の規定に基づき、各事業年度及び中期目標期間の終了後3か月以内	②提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。 ③評価委員会は、中期目標期間終了後、11月末を目途に評価結果を決定する。    実績報告   6月末   法人   ○中期目標期間に係る事		間終了後、6月末までに、中告書等を評価委員会に提出す等をもとに評価委員会が評価、法人からその業務の実績、アリングを行う。標期間終了後、11月末を目法人 ○中期目標期間に係る事業報告書等提出	提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、必要に応じて法人からヒアリングも実施する。各分科会での審議を通じて、それまでの業務実績に関する事前評価を行い、各分科会で評価結果を決定する。事前評価においては、中期目標の達成状況及びその効果を分析し、次期中期目標の検討に資する意見を述べるものとする。 評価にあたっては、「(2) 評価方法の基本」を原則と	(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評定を行う。評価結果は、知事が9月定例府議会に報告できるように決定する。 (3) 意見申立て機会の付与	3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価 (3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法 [1]評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。 ○各法人は、中期目標最終年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する暫定報告を提出する。 ○暫定評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において暫定評価を決定する。 [2]中期目標期間終了後、[1]の暫定評価結果を踏まえつつ、次の手順により最終評価を行うこととする。 ○各法人は、中期目標期間終了後、翌年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する最終報告を提出

病院法人と大学法人の両方を設立する団体で、共通の基本方針を定めている事例

評価委員会名称	岐阜県 地方独立行政法人評価委員会 (案)	秋田県地方独立行政法人評価委員会	東京都地方独立行政法人評価委員会	大阪府地方独立行政法人評価委員会	一 厚生労働省独立行政法人評価委員会 病院部会 	
	(法人の自己評価について、また、評価のスケジュールの詳細については、「評価要領」で定める。)	○法人からのヒアリング 実施 ○補足資料要請、検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討、決定 通知公表 12月 ○評価結果の通知、公表	各分科会で法人から提出された業務実績報告書や事前評価の結果等を基に検証するとともに、法人からヒアリングを実施する。 各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果(案)を取りまとめる。なお、各分科会において、評価結果(案)の内容について、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。 ③ 評価委員会による評価結果の決定各分科会による評価結果(案)を基に、評価委員会による評価結果(案)を基に、評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。		する。	
評価結果の活用	って、評価委員会が法第25条第3項及び法第26条第3項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等を踏まえるものとする。 (2) 中期目標の期間の終了時において知事が法第31条第1項の規定に基づき法人の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たって、評価委員会が同条第2項の規定による意見を述べる際には、当該中期目標の期間の各事業年度の事業年度評価の結果並びにその後の中期目	評価委員会は、中期目標期間の終了年度において中期 計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を 行い、中期目標期間の終了時において知事が行う組織 及び業務全般にわたる検討に資するため知事へ意見を 申し述べる。		3 評価結果の活用 (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。 (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。 (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。		
法人の意見申立て機会の付与		6 その他 (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性 正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申し立ての期限を通知する。	3 評価結果の決定 [病院・大学] 評価結果の決定は、以下のとおり行う。(2) …評価結果(案) に対する意見の申し出の機会を法人に付与する。(3) 評価結果の決定は、法人からの意見の申し出を踏まえて行う	4 評価の進め方〔再掲〕 (3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し 評価結果(案)に対する意見申し立ての機会を付与す る。		
目標設定の際の留意点	(記載しない)			5 目標・計画を策定する際の留意点 目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定 することができるよう、数値目標を設定することを基本 とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明 らかになるように目標設定を工夫するものとする。		
評価基準・要領の 見直し	施に関する要領を定めるものとする。	6 その他 (2) 個別の評価基準については別に定めるものとする。 (3) 本基本方針については、事業年度評価及び中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。	4 その他 この「基本的な考え方」については、必要に応じ、幹 事会の決定を経て、改正することができるものとする。			